

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年5月29日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件
2. G II グレード 0件
3. G III グレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	グラウンド蒸気蒸化器室の蛍光灯器具が破損していることを確認した。当該蛍光灯を点検・修理。	
2	3号機	低電導度廃液系収集ポンプ(B)吐出圧力計のカバーガラスが床面へ落下し破損したことを確認した。当該ガラスを点検・修理。	
3	6号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(B)の点検時、ポンプの基礎部およびフランジ部を破損させたことを確認した。当該部を修理。	
4	7号機	原子炉建屋2階外側(屋外)における壁面穴あけ作業時、埋設電線管を損傷させたことを確認した。当該電線管を点検・修理。	